

# メータの適正使用について

(制定 昭和 42 年 2 月 15 日局長決)  
(最近改正 平成 31 年 3 月 28 日)

計量の適正化を図るため、使用状態によりメータを適正に使用する。

## 1 大型メータの適正化

「大型メータ（口径 50mm 以上）適正化実施要綱」に基づいて行う。

### 附則

この規定は、昭和 47 年 3 月 13 日から実施する。

### 附則

この規定は、昭和 59 年 7 月 1 日から実施する。

### 附則

この規定は、平成 5 年 8 月 1 日から実施する。

### 附則

この規定は、平成 23 年 5 月 1 日から実施する。

### 附則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。